

新潟県立有恒高等学校いじめ防止基本方針 及び実践のための行動計画

1 いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止委員会（定期開催）

いじめ問題の情報提供及び情報共有をして未然防止・早期発見のための委員会を組織する。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、保健主事

イ 実施する取組

a 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関するアンケート調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮生徒への支援方法決定 等

b 早期発見対策

- ・いじめの状況把握するためのアンケートの年3回（7月、9月、12月 内1回は無記名）実施と結果の分析共有
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有

ウ 取組の改善

本委員会において「新潟県立有恒高等学校いじめ防止基本方針」を初めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめ認知委員会（随時開催）

いじめが起きたとき、あるいは、いじめの疑いがある事案が発生したときの、対応のための委員会を組織する。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員（進行）、生徒指導主事、保健主事、該当教職員（学年主任、担任、部活顧問、教育相談係など）、必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家等

イ 実施する取組

a 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・県教育委員会への報告

- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
- b 指導方針の決定、指導体制の確立
 - ・学校、学年、学級への指導・支援
 - ・被害者、加害者への指導・支援
 - ・観衆、傍観者等への指導・支援
 - ・保護者との連携
 - ・県教育委員会との連携
 - ・関係機関（警察、児童相談所等）との連携
 - ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

(3) いじめ対策推進教員の役割

- a 未然防止・早期発見・事案対応の各場面で中心的役割を果たす。
 - ・校内いじめ対策組織において、いじめ事案に対する「組織」としての対応力を向上させる。いじめ案件の情報集約担当となる。
 - ・教職員一人一人に対して、いじめに対する意識を高め、認知漏れや対応の不備を防ぐ。県教育委員会主催の研修に参加し、その内容をもとに校内研修を行う。
- b 未然防止（「いじめ防止対策推進法 第15条（学校におけるいじめ防止）」）
 - ・「いじめ防止生徒集会」等の生徒による企画運営の支援を行う。
 - ・「生徒対象いじめ防止講演会」「保護者・教職員対象SNS研修会」等の企画、運営などを行う。
- c 早期発見（「いじめ防止対策推進法 第16条」）
 - ・いじめ早期発見のため、定期的な調査等の措置を講ずる。目的に応じて内容や実施方法を検討しながら、アンケート（記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて）調査を毎年3回（7月、9月、12月）実施する。
 - ・当校及び県教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。
- d 事案対処（フローチャートによる）
 - ① いじめの訴え（疑いも含む）やいじめ防止委員会での情報提供、相談を受けた教職員から報告を受ける。
 - ② ①の報告について迅速に管理職に報告し、事案対応への1次判断に関わる。
 - ③ 1次判断でいじめの疑いがあると判断した場合、いじめ認知委員会を招集し、会議の中心となる。
 - ④ いじめ認知委員会での決定事項（被害生徒・加害生徒・関係生徒からの聴き取り、保護者への連絡等）を周知徹底する際の中心となる。

(4) 校内研修

- ア いじめに関する全教職員対象の校内研修を毎年3回以上実施する。（教育相談係との連携）
- イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

3 いじめ未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。また、情報交換を通じて生徒の状況を全教職員で把握し、適切な声かけ等を実施し、生徒が全教職員に見守られていると感じる取り組みを実施する。

ア 学級づくり及び学習指導の充実

- a 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- b 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- a 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- b 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- a 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- b 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- c 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- a 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- b 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
- c いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- a P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- b 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- c 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ア 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- イ 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ア 当校で定めた「スマホの約束きまり」を守らせ、ルール・マナーの意識向上を図る。
- イ 教科情報、家庭科やL H R等を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - a 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - b SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - c 有害サイトにアクセスしないこと。
- ウ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T Aと連携して1年生の早い段階から情報機器に関する研修会を実施する。

4 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

ア 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、さまざまな悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

イ 毎朝の「学年会」に「情報交換」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

ウ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、生徒の状況把握に努める。

エ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。

オ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し定期的及び随時実施する。

カ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

キ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し、周知する。

5 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

ア いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

イ いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ認知委員会（いじめ対策推進教員）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

ア いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。

イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・支援を行う。

エ いじめを解決する方法については、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

オ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・支援する。

カ いじめを行った生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・支援に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

ア いじめ問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さずに根絶しようとする態度を行き渡らせるように

する。

イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

ウ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止委員会やいじめ認知委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・支援する。

イ 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

6 重大事態への対応

(1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。

(2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として当校のいじめ防止委員会（いじめ認知委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめを受けた生徒や保護者及びいじめを行った生徒や保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ防止委員会を中心に速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

7 いじめの解消の要件

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

附 則

平成26年4月1日施行

平成29年2月20日一部改正

令和元年5月23日一部改正